

協議第 7 5 号

平成 1 6 年 月 日 確認

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日 提出

平成 1 6 年 5 月 6 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

**【協議結果】**

別途修正調整内容（案）が提出されました。

津地区合併協議会

協議項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	調整の内容(案)	1 地方自治法91条第1項及び第2項の規定により定める新市の議会議員の定数は38人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、新市設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、新市の議会の議員の定数は42人とする。 2 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、合併関係市町村の10の区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、以下のとおりとする。																					
関係項目			<table border="1"> <tr> <td>合併関係市町村</td> <td>津市</td> <td>久居市</td> <td>河芸町</td> <td>芸濃町</td> <td>美里村</td> <td>安濃町</td> <td>香良洲町</td> <td>一志町</td> <td>白山町</td> <td>美杉村</td> </tr> <tr> <td>選挙すべき定数</td> <td>22</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table>	合併関係市町村	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	選挙すべき定数	22	6	3	2	1	2	1	2	2
合併関係市町村	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村														
選挙すべき定数	22	6	3	2	1	2	1	2	2	1														

1 議員の定数は地方自治法第91条第2項の規定に基づき、人口を基準に算定することとなり、合併が行われた場合は、原則、新市の人口を基準に定数が算定される。

○ 10市町村の人口、議員数及び任期

(単位:人)

区分	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	合計
人口	163,246	41,063	17,351	8,900	4,249	11,279	5,300	14,580	13,395	7,158	286,521
議法定数	34	26	22	18	14	22	18	22	22	18	216
条例定数	32	20	18	14	12	16	12	14	16	12	166
現員数	32	20	18	14	12	16	12	14	16	12	166
議員任期	H19.4.30	H19.5.14	H19.8.2	H17.4.30	H19.9.25	H20.1.14	H19.2.8	H19.4.29	H19.5.15	H19.4.30	-

※ 人口は官報で公示された最近の国勢調査人口(H12年国調)

※ 法定数は上限

○ 議員の定数(上限) 地方自治法第91条第2項(抜粋)

人口10万人以上20万人未満の市	34人
人口20万人以上30万人未満の市	38人
人口30万人以上40万人未満の市	46人

2 議員の身分等に関する市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

区分	合併特例法の規定を適用しない場合(原則)	合併特例法第6条第1項の規定を適用する場合(定数に関する特例)	合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用する場合(在任に関する特例)
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	一般選挙(設置選挙)の日から4年(地方自治法第93条第1項)	一般選挙(設置選挙)の日から4年(地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で、協議で定める期間
3 定数	地方自治法第91条第2項により合併市町村の人口に基づいて算出した数 ※地方自治法第91条第2項 人口20万人以上30万人未満の市 38人	設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により地方自治法第91条第2項の規定する数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 ※地方自治法第91条第2項 人口20万人以上30万人未満の市 38人 38人×2=76人以内	合併関係市町村の議員数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議員定数とし、議員欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内(公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内(公職選挙法第33条第3項)	選挙は行わない。

協議第75号

平成16年5月13日確認

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成16年4月28日提出

平成16年5月6日提出

平成16年5月13日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	調整の内容(案)	地方自治法第91条第1項及び第2項の規定により定める新市の議会議員の定数は38人とし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例は、これを適用しない。
関係項目			

1 議員の定数は地方自治法第91条第2項の規定に基づき、人口を基準に算定することとなっており、合併が行われた場合は、原則、新市の人口を基準に定数が算定される。

○ 10市町村の人口、議員数及び任期

(単位:人)

区分	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	合計	
人口	163,246	41,063	17,351	8,900	4,249	11,279	5,300	14,580	13,395	7,158	286,521	
議員数	法定数	34	26	22	18	14	22	18	22	22	18	216
	条例定数	32	20	18	14	12	16	12	14	16	12	166
	現員数	32	20	18	14	12	16	12	14	16	12	166
議員任期	H19.4.30	H19.5.14	H19.8.2	H17.4.30	H19.9.25	H20.1.14	H19.2.8	H19.4.29	H19.5.15	H19.4.30	-	

※ 人口は官報で公示された最近の国勢調査人口(H12年国調)

※ 法定数は上限

○ 議員の定数(上限) 地方自治法第91条第2項(抜粋)

人口10万人以上20万人未満の市	34人
人口20万人以上30万人未満の市	38人
人口30万人以上40万人未満の市	46人

2 議員の身分等に関する市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

区分	合併特例法の規定を適用しない場合 (原則)	合併特例法第6条第1項の規定を適用する場合 (定数に関する特例)	合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用する場合 (在任に関する特例)
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	一般選挙(設置選挙)の日から4年	一般選挙(設置選挙)の日から4年	合併後2年を超えない範囲で、協議で定める期間
3 定数	地方自治法第91条第2項により合併市町村の人口に基づいて算出した数 ※地方自治法第91条第2項 人口20万人以上30万人未満の市 38人	設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により地方自治法第91条第2項の規定する数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 ※地方自治法第91条第2項 人口20万人以上30万人未満の市 38人 38人×2=76人以内	合併関係市町村の議員数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議員定数とし、議員欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙は行わない。